THE OSAKA STATION HOTEL

AUTOGRAPH COLLECTION® HOTELS

宿泊約款

（適用範囲）

第1条　当ホテル（館）が宿泊客との間で締結する宿泊契約及びこれに関連する契約は、この約款の定めるところによるものとし、この約款に定めのない事項については、法令等（法令又は法令に基づくものをいう。以下同じ。）又は一般に確立された慣習によるものとします。

2. 当ホテル（館）が、法令等及び慣習に反しない範囲で特約に応じたときは、前項の規定にかかわらず、その特約が優先するものとします。

（宿泊契約の申し込み）

第2条　当ホテル（館）に宿泊契約の申し込みをしようとする者は、次の事項を当ホテル（館）に申し出ていただきます。

（1）宿泊者名
（2）宿泊日及び到着予定時刻
（3）宿泊料金（原則として別表第 1 の基本宿泊料による）
（4）その他、当ホテル（館）が必要と定める事項

2. 宿泊客が、宿泊中に前項第 2 号の宿泊日を超えて宿泊の継続を申し入れた場合、当ホテル（館）は、その申し出がなされた時点で新たな宿泊契約の申し込みがあったものとして処理します。

（宿泊契約の成立等）

第 3 条　宿泊契約は、当ホテル（館）が前条の申し込みを承諾したときに成立するものとします。但し、当ホテル（館）が承諾をしなかったことを証明したときは、この限りではありません。

2. 前項の規定により宿泊契約が成立したときは、宿泊期間の基本宿泊料を限度として当ホテル（館）が定める申込金を指定する日までにお支払いいただく場合があります。
3. 申込金は、まず宿泊客が最終的に支払うべき宿泊料金に充当し、第 8 条及び第 20 条の規定を適用する事態が生じたときは、違約金に次いで賠償金の順序で充当し、残額があれば第 14 条の規定による料金の支払いの際に返還します。
4. 第 2 項の申込金を同項の規定により当ホテル(館)が指定した日までにお支払いいただけない場合は、宿泊契約はその効力を失うものとします。但し、申込金の支払期日を指定するにあたり、当ホテル(館)がその旨を宿泊客に告知した場合に限ります。

（申込金の支払いを要しないこととする特約）

第 4 条　前条第 2 項の規定にかかわらず、当ホテル（館）は契約の成立後同項の申込金の支払いを要しないこととする特約に応じることがあります。

2. 宿泊契約の申し込みを承諾するに当たり、当ホテル（館）が前条第 2 項の申込金の支払いを求めなかった場合及び当該申込金の支払期日を指定しなかった場合は、前項の特約に応じたものとして取扱います。

（施設における感染防止対策への協力の求め）

第 5 条　当ホテル（館）は、宿泊しようとする者に対し、旅館業法（昭和 23 年法律第 138 号）第 4 条の 2 第 1 項の規定による協力を求めることができます。

（宿泊契約締結の拒否）

第 6 条　当ホテル（館）は、次に掲げる場合において、宿泊契約の締結に応じないことがあります。ただし、本項は、当ホテル（館）が、旅館業法第 6 条に掲げる場合以外の場合に宿泊を拒むことがあることを意味するものではありません。

（1）宿泊の申し込みが、この約款によらない場合。

（2）満室により客室の余裕がない場合。

（3）宿泊しようとする者が、宿泊に関し、法令の規定、公の秩序若しくは善良の風俗に反する行為をするおそれがあると認められる場合。

（4）宿泊しようとする者が、次のイからハに該当すると認められた場合。

イ.暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 2 号に規定する暴力団（以下「暴力団」という）、同条第 2 条第 6 号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という）、暴力団準構成員又は暴力団関係者、その他の反社会的勢力

ロ.暴力団又は暴力団員が事業活動を支配する法人その他の団体である場合

ハ.法人でその役員のうちに暴力団員に該当する者があるもの

（5）宿泊しようとする者が、他の宿泊客に著しい迷惑を及ぼす行為や言動をした場合。

（6）宿泊しようとする者が、旅館業法第 4 条の 2 第 1 項第 2 号に規定する特定感染症の患者等（以下「特定感染症の患者等」という。）であるとき。

（7）宿泊に関し、暴力的要求行為が行われ、又は合理的な範囲を超える負担を求められた場合。（宿泊しようとする者が障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（平成 25 年法律第 65 号。以下「障害者差別解消法」という。）第 7 条第 2 項又は第 8 条第 2 項の規定による社会的障壁の除去を求める場合は除く。）

（8）宿泊しようとする者が、当ホテル（館）に対し、その実施に伴う負担が過重であって他の宿泊者に対する宿泊に関するサービスの提供を著しく阻害するおそれのある要求として、旅館業法施行規則第 5 条の 6 で定めるものを繰り返したとき。

（9）天災、施設の故障、その他やむを得ない事由により宿泊させることができない場合。

（宿泊契約締結の拒否の説明）

第 7 条　宿泊しようとする者は、当ホテル（館）に対し、当ホテル（館）が前条に基づいて宿泊契約の締結に応じない場合、その理由の説明を求めることができます。

（宿泊客の契約解除権）

第 8 条　宿泊客は、当ホテル（館）に申し出ることにより、宿泊契約を解除することができます。

2. 当ホテル（館）は、宿泊客がその責めに帰すべき事由により宿泊契約の全部又は一部を解除した場合（第 3 条第 2 項の規定により当ホテル（館）が申込金の支払期日を指定してその支払いを求めた場合であって、その支払いより前に宿泊客が宿泊契約を解除したときを除きます。）は、別表第 2 に掲げるところにより違約金を申し受けます。但し、当ホテル（館）が第 4 条第 1 項の特約に応じた場合にあっては、その特約に応じるに当たって、宿泊客が宿泊契約を解除したときの違約金支払義務について、当ホテル（館）が宿泊客に告知したときに限ります。

3. 当ホテル（館）は、宿泊客が連絡をしないで宿泊日当日の午後 6 時（あらかじめ到着予定時刻が明示されている場合は、その時刻を 2 時間経過した時刻）になっても到着しないときは、その宿泊契約は宿泊客により解除されたものとみなし処理する場合があります。

（当ホテル（館）の契約解除権）

第 9 条　当ホテル（館）は、次に掲げる場合において宿泊契約を解除することがあります。ただし、本項は、当ホテル（館）が、旅館業法第 5 条に掲げる場合以外の場合に宿泊を拒むことがあることを意味するものではありません。

（1）宿泊客が宿泊に関し、法令の規定、公の秩序若しくは善良の風俗に反する行為をするおそれがあると認められるとき、又は同行為をしたと認められるとき。
（2）宿泊客が次のイからハに該当すると認められるとき。
イ.暴力団、暴力団員、暴力団準構成員又は暴力団関係者その他の反社会的勢力
ロ.暴力団又は暴力団員が事業活動を支配する法人その他の団体であるとき
ハ.法人でその役員のうちに暴力団員に該当する者があるもの
（3）宿泊客が他の宿泊客に著しい迷惑を及ぼす言動をしたとき。
（4）宿泊客が特定感染症の患者等であるとき。
（5）宿泊に関し暴力的要求行為が行われ、又は合理的な範囲を超える負担を求められたとき。（宿泊客が障害者差別解消法第 7 条第 2 項又は第 8 条第 2 項の規定による社会的障壁の除去を求める場合は除く。）
（6）宿泊客が当ホテル（館）に対し、その実施に伴う負担が過重であって他の宿泊者に対する宿泊に関するサービスの提供を著しく阻害するおそれのある要求として旅館業法施行規則第 5 条の 6 で定めるものを繰り返したとき。
（7）天災等不可抗力に起因する事由により宿泊させることができないとき。
（8）寝室での寝たばこ、消防用設備等に対するいたずら、その他当ホテル（館）が定める利用規則の禁止事項（火災予防上必要なものに限る）に従わないとき。
（9）宿泊客が利用料金の支払いに応じない場合。

2. 当ホテル（館）が前項の規定に基づいて宿泊契約を解除したときは、宿泊客が提供を受けていない宿泊サービス等の料金はいただきません。

（宿泊契約解除の説明）

第 10 条　宿泊客は、当ホテル（館）に対し、当ホテル（館）が前条に基づいて宿泊契約を解除した場合、その理由の説明を求めることができます。

（宿泊の登録）

第 11 条　宿泊客は宿泊日当日、当ホテル（館）のフロントにおいて次の事項を登録していただきます。
（1）宿泊客の氏名、年令、性別、連絡先、住所及び職業
（2）日本国内に住所を有しない外国人にあっては、国籍、旅券番号、入国地及び入国年月日
（3）出発日及び出発予定時刻
（4）その他当ホテル（館）が必要と認める事項

2. 宿泊客が第 14 条の料金の支払いを、旅行小切手、宿泊券、クレジットカード等通貨に代わり得る方法により行おうとするときは、予め前項の登録時にそれらを呈示していただきます。

（客室の使用時間）

第 12 条　宿泊客が当ホテル（館）の客室を使用できる時間は、午後 3 時から翌日午後 12 時（正午）までとします。但し、連続して宿泊する場合においては、到着日及び出発日を除き、終日使用することができます。

2. 当ホテル（館）は、前項の規定にかかわらず、同項に定める時間外の客室の使用に応じることがあります。この場合には次に掲げる追加料金を申し受けます。
（1）チェックアウト当日の 15:00 まで、ベストレートの 30%
（2）チェックアウト当日の 15:00 から 18:00 まで、ベストレートの 50%
（3）チェックアウト当日の 18:00 以降、ベストレートの全額

（利用規則の遵守）

第 13 条　当ホテル（館）内においては、宿泊客は当ホテル（館）が定めホテル内に掲示した利用規則に従っていただきます。

（料金の支払い）
第 14 条　宿泊者が支払うべき宿泊料金等の内訳は、別表第 1 に掲げるところによります。
2. 前項の宿泊料金等の支払いは、通貨又は当ホテル（館）が認めた旅行小切手、宿泊券、クレジットカード等これに代わり得る方法により、宿泊客の出発の際又は当ホテル（館）が請求した時、フロントにおいて行っていただきます。
3. 当ホテル（館）が宿泊客に客室を提供し、使用が可能になったのち、宿泊客が任意に宿泊しなかった場合においても宿泊料金は申し受けます。

（当ホテル（館）の責任）
第 15 条　当ホテル（館）は、宿泊契約及びこれに関連する契約の履行に当たり、又はそれらの不履行により宿泊客に損害を与えたときは、その損害を賠償します。但し、それが当ホテル（館）の責めに帰すべき事由によるものでないときは、この限りではありません。
2. 当ホテル（館）は、万一の火災等に対処するため、旅館賠償責任保険に加入しております。

（契約した客室の提供ができないときの取扱い）
第 16 条　当ホテル（館）は、宿泊客に契約した客室を提供できない場合は、宿泊客の了解を得た上でできる限り同一の条件による他の宿泊施設を斡旋するものとします。
2. 当ホテル（館）は、前項の規定にかかわらず他の宿泊施設の斡旋ができない場合は、違約金相当額の補償料を宿泊客に支払い、その補償料は損害賠償額に充当します。但し、客室が提供できないことについて、当ホテル（館）の責めに帰すべき事由がないときは、補償料は支払いません。

（寄託物等の取扱い）
第 17 条　宿泊客がフロントに預けられた物品または現金、および貴重品において、滅失、毀損等の損害が生じた際は、不可抗力である場合を除き当ホテル（館）はその損害を賠償します。但し、現金及び貴重品については、当ホテルがその種類及び価額の提示を求めた場合であって、宿泊客がそれを行わなかったときは、当ホテル（館）は 30 万円を限度としてその損害を賠償します。
2. 宿泊客が当ホテル（館）内にお持込みになられた物品または現金および貴重品において、フロントにお預けにならなかったものについては、当ホテルの故意又は過失により滅失、毀損等の損害が生じたときは、当ホテル（館）は、その損害を賠償します。
但し、宿泊客から予め種類及び価額の明告のなかったものについては、当ホテル（館）に故意又は重大な過失がある場合を除き、30 万円を限度として当ホテル（館）はその損害を賠償します。

（宿泊客の手荷物又は携帯品の保管）
第 18 条　宿泊客の手荷物が、宿泊に先立って当ホテル（館）に到着した場合は、その到着前に当ホテル（館）が了解したときに限って責任をもって保管し、宿泊客がフロントにおいてチェックインする際にお渡しします。
2. 宿泊客がチェックアウトしたのち、宿泊客の手荷物又は携帯品が当ホテル（館）に置き忘れられていた場合においても当ホテル（館）は当該所有者に連絡をすることはいたしません。所有者からの連絡がない場合、又は所有者が判明しないときは、発見日を含め 7 日間保管し、その後最寄りの警察署に届けます。
3. 前二項の場合における宿泊客の手荷物又は携帯品の保管についての当ホテルの責任は、第 1 項の場合にあっては前条第 1 項の規定に、前項の場合にあっては同条第 2 項の規定に準じるものとします。

（駐車場の責任）
第 19 条　宿泊客が当ホテル（館）の特約する駐車場をご利用になる場合、車両のキーの寄託の如何にかかわらず、当ホテルは場所をお貸しするものであって、車両の管理責任まで負うものではあり

ません。但し、駐車場の管理に当たり、当ホテルの故意又は過失によって損害を与えたときは、その賠償の責めに任じます。

（宿泊客の責任）

第 20 条　宿泊客の故意又は過失により当ホテルが損害を被ったときは、当該宿泊客は当ホテル（館）に対しその損害を賠償していただきます。

（言語）

第 21 条　本約款は日本語と英語で作成されていますが、日本文と英文の間に相違がある場合は、全て日本語の約款を優先するものとします。

別表第 1　（宿泊料金等の算定方法）

		内訳	
宿泊客が支払うべき総額	宿泊料金	①基本料金（基本室料、または食事代等含む室料） ②サービス料（①×15%）	
	追加料金	③飲食料及び①以外の利用料金 ④サービス料（③×15%）	
	税金	⑤消費税	⑥宿泊税

補足：12 歳以下のお子様が両親または保護者と同室にお泊りの場合、有料人数 1 名に対し 12 歳以下のお子様は 1 名まで添い寝可能とします。また、その際追加料金はいただいておりません。

別表第 2　（違約金）

契約 申し込み 部屋数	契約解除の通知を受けた日							
	不泊	当日	前日	3 日前	7 日前	14 日前	30 日前	60 日前
9 部屋以下	100%	100%	100% 18 時以降	—	—	—	—	—
10 部屋以上	100%	100%	100%	100%	80%	80%	50%	20%

取消料率対象	基本室料（サービス料込・諸税別）
連泊予約 【全部取消規定】	全ての宿泊日に対して 1 泊目の取消料率に基づく取消料がかかります
連泊予約 【一部宿泊数取消規定】	それぞれの取消した宿泊日毎に、上記取消料に基づく取消料がかかります
ご予約人数一部取消	取り消した人数に対して、上記取消料に基づく取消料がかかります

（注）1. %は、基本宿泊料に対する違約金の比率です。

2. ホテルと宿泊客との間に団体予約を含む個別契約が交わされた場合は、その都度交わされる

契約書の内容に準じます。

利用規則

THE OSAKA STATION HOTEL, Autograph Collection では、お客様に安全且つ快適にご利用いただく為、当ホテル（館）ご利用のお客様に対して、宿泊約款第 13 条に基づき次の通り利用規則を定めます。この規則をお守りいただけない場合は、やむを得ずご宿泊並びにホテル内施設のご利用をお断り申し上げると共に、当ホテル（館）が被った損害の負担をいただく場合もございますので、ご留意いただきますようお願い申し上げます。

1. 客室のご利用に関して
   1）客室からの避難経路図は、客室入口ドアの裏側に掲示していますのでご確認ください。
   2）ご在室中、特にご就寝の際には内鍵とドアラッチをお掛けください。
   3）ドアをノックされた際は、ドアラッチを掛けたままドアを開けるかドアスコープでご確認ください。
   また、不審者の来訪に際しては、不用意にドアを開かずフロントにご連絡ください。
   4）客室内での喫煙はご遠慮ください。
   5）その他、火災の原因となる行為はご遠慮ください。
   6）客室内では暖房用、炊事用などの火器の使用はできません。
   7）ホテルの許可無く客室を営業行為（展示会等）等、ご宿泊以外の目的に使用することはできません。
   8）ホテルの許可無く客室の備品を移動したり、また客室内に造作を施し、あるいは改造する等、現状を著しく変更することはできません。
   9）ホテルの外観を損なうような物を窓側に置かないでください。
   10）午後 10 時以降のご訪問客との面会は、ロビーでお願いいたします。
   11）宿泊登録者以外のご宿泊は固くお断りいたします。

2. お部屋の鍵に関して
   1）お出かけの際は、必ず施錠されていることを確認し鍵はお持ちください。
   （当ホテル（館）はオートロックとなっております）。
   2）ホテル内のレストラン、バー等をご署名によって利用される場合は、お部屋の鍵をご提示ください。

3. お支払いに関して
   1）お支払いはご出発の際に、フロントにてお願いいたします。
   尚、ご滞在中でも都合によりお支払いをお願いする場合がございますのでご了承ください。
   2）ご到着時にお預かり金を申し受ける場合がございます。予めご了承ください。
   3）お買い物代、切符代、タクシー代、郵便切手代、荷物送料等の立替えは、事前のお預かり金が必要です。
   4）客室からの外線には全てサービス料が加算されます。
   5）法定の税金の他、サービス料として 15%を加算させていただいておりますので、お心付けはご辞退申し上げます。
   6）旅行小切手以外の小切手によるお支払い及び両替はお断りいたします。

4. 貴重品、お預かり品に関して
   1）ご滞在中の現金、有価証券、その他貴重品の保管につきましては、フロントに備え付けの貸金庫（無料）をご利用ください。貸金庫をご利用されず、万一紛失・盗難等が発生した場合には当ホテル（館）ではその責任を負いかねますのでご了承ください。
   尚、美術品、骨董品等の品物はお預かりいたしかねます。
   2）ホテル内での遺失物の処理は、一定期間ホテルで保管し、その後は遺失物法に基づいてお取り扱いをさせていただきます。

THE OSAKA STATION HOTEL
株式会社 JR 西日本ホテルズ　〒530-0001　大阪市北区梅田 3-2-2
JR West Hotels Limited　3-2-2 Umeda, Kita-ku, Osaka 530-0001 Japan

3）ホテル内での預かり物は、所定の期間（1ヶ月）を経過しても連絡がない場合、お引取りの意思が無いものとして処理させていただきます。

5. ホテル内では、他のお客様のご迷惑になる以下の持ち込み、また行為はご遠慮いただいております。なお、不可抗力以外の事由により、建造物、備品、その他の品物を損傷、汚染または紛失させた場合には、相当額を弁償していただく場合があります。
   1）ホテルの許可無き動物、鳥類
   2）火薬、揮発油、その他発火または引火性の物
   3）悪臭を発する物
   4）法により所持を禁じられているピストル、刀剣、覚醒剤の類
   5）外部の店から飲食物の宅配を注文すること
   6）賭博や風紀を乱すような行為、または他のお客様の迷惑になるような言動
   7）GYM・OFURO エリアのご利用を除き、浴衣、バスローブ、パジャマ、スリッパ等で客室の外に出ること
   8）広告宣伝物の配布、品物販売、勧誘等
   9）ホテルの許可無くホテル内で撮影した写真を営業上の目的で使用すること
   10）緊急事態、あるいはやむを得ない事情を除き、非常階段、屋上、機械室等お客様用以外の施設に立ち入ること

6. 暴力団及び暴力団員並びに公共の秩序に反するおそれのある場合について
   1）「暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律」（平成 4 年 3 月 1 日施行）による指定暴力団及び指定暴力団員等の当ホテル（館）の利用はご遠慮いただきます。（ご予約後、あるいはご利用中にその事実が判明した場合には、その時点でご利用をお断りいたします。）
   2） 反社会的勢力及びその構成員（暴力団及び過激行動団体など並びにその構成員）の当ホテル（館）利用はご遠慮いただきます。（ご予約後、あるいはご利用中にその事実が判明した場合には、その時点でご利用をお断りいたします。）
   3） 暴力、脅迫、恐喝、威圧的な不当要求及びこれに類する行為が認められる場合、直ちに当ホテルの利用はご遠慮いただきます。
   又、かつて、同様の行為をされた方についてもご遠慮いただきます。
   4） 当ホテル（館）を利用する方が心身耗弱、薬品、飲酒による自己喪失など、ご自身の安全確保が困難であったり、他のお客様に危険や恐怖感、不安感を及ぼすおそれがあると認められるときは、直ちにご利用をお断りいたします。
   5） 館内及び客室内で大声、放歌及び喧騒な行為その他で他者に嫌悪感を与えたり、迷惑を及ぼしたり又、賭博や公序良俗に反する行為のあった場合には、直ちにご利用をお断りいたします。
   その他、上記各事項に類する行為のあるときは、ご利用をお断りいたします。